

事務連絡  
平成 25 年 3 月 4 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

### 障害者グループホーム・ケアホームにおけるスプリンクラー設備の設置について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

2月10日に発生した新潟県新潟市の障害者グループホームの火災を受けて、障害者のグループホーム・ケアホームへの対応につきましては、「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（平成25年2月11日付け事務連絡）において、スプリンクラー設備等の消火設備について、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用により、その設置の促進に努めるようお願いしたところです。

また、現在、「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査について」（平成25年2月22日障障地発0222第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知）により、スプリンクラー設備が未設置のグループホーム・ケアホームのうち、主として重度の者が利用するケアホーム等に対しては、順次、訪問調査を実施し、スプリンクラー設備の未設置理由や設置に関する今後の対処方針の確認等を行うようお願いしているところです。

これらの対応と並行して、スプリンクラー設備の設置に関する地方自治体に対する新たな財政支援について、総務省と協議をしてきたところ、今般、平成25年度の地方財政計画において特別枠として計上される「地域の元気づくり事業費」（別添1参照）及び平成24年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」（地方公共団体及び公共的団体等が設置する施設に限る。）（別添2及び3参照）を、障害者のグループホーム・ケアホームのスプリンクラー設備の整備にも活用できることを確認いたしましたので、情報提供いたします。

各自治体におかれましては、社会福祉施設等施設整備費補助金及び平成24年度補正予算において1年延長された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金に加えて、上記の地域の元気づくりのための財源も活用しながら、引き続き、スプリンクラー設備等が未設置の障害者のグループホーム・ケアホームに対して、設置の働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

また、併せて管内市町村、関係団体、関係機関等に対しその旨の周知をお願いいたします。